(五十三)	主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造を令第百二十九条の二の三第一項第一号ロとする建築物	令第百二十九条の二の三第一項第一号ロに係る認定書の写し
(五十四)	ひさしその他これに類するものの構造を令第百二十九条の二の三第一項第一号ハ⑵の認定を受けたものとする建築物	令第百二十九条の二の三第一項第一号ハ⑵に係る認定書の写し

第一条の三第一項の表四中四十七の項を五十一の項とし、四十六の項を五十の項とし、四十四の項及び四十五の項を削り、四十三の項を四十九の項とし、十五の項から四十二の項までを六項ずつ繰り下げ、十四の項を十八の項とし、同項の次に次のように加える。

(十九)	法第六十七条の二において準用する法第三十八条の認定を受けたものとする特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物	法第六十七条の二において準用する法第三十八条に係る認定書の写し
(二十)	法第六十七条の四において準用する法第三十八条の認定を受けたものとする特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物	法第六十七条の四において準用する法第三十八条に係る認定書の写し

第一条の三第一項の表四中十三の項を十七の項とし、十二の項を十五の項とし、同項の次に次のように加える。

(十六)	法第三十八条の認定を受けたものとする特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物	法第三十八条に係る認定書の写し

第一条の三第一項の表四中十一の項を十四の項とし、十の項を十三の項とし、九の項を十の項とし、同項の次に次のように加える。

(十一)	主要構造部を法第二十七条第一項の認定を受けたものとする建築物	法第二十七条第一項に係る主要構造部に関する認定書の写し
(十二)	防火設備を法第二十七条第一項の認定を受けたものとする建築物	法第二十七条第一項に係る防火設備に関する認定書の写し

第一条の三第一項の表四中八の項を九の項とし、同表七の項の次に次のように加える。

八	壁等を法第二十一条第二項第二号の認定を受けたものとする建築物	法第二十一条第二項第二号に係る認定書の写し

第一条の三第二項中「改築」の下に「、移転」を加え、「(以下「増築等」という。)」を削り、「第一項」を「前項」に改め、同条第四項第一号中「(構造計算適合性判定を要する場合にあつては、副本二通)」及びただし書を削り、同条第五項第一号中「第六条の三第一項第二号」を「第六条の四第一項第二号」に改め、同項第二号中「第六条の三第一項第三号」を「第六条の四第一項第三号」に改め、同項の表一⑵の項中「十二項、十五項及び十六項」を「十五項、二十一項及び二十二項」に改め、同表三の項から十の項までの規定中「十二項」を「十五項」に改め、同条第八項を次のように改める。

8　前各項の規定にかかわらず、確認を受けた建築物の計画の変更の場合における確認の申請書並びにその添付図書及び添付書類は、前各項に規定する申請書並びにその添付図書及び添付書類並びに当該計画の変更に係る直前の確認に要した図書及び書類（変更に係る部分に限る。）とする。ただし、当該直前の確認を受けた建築主事に対して申請を行う場合においては、変更に係る部分の申請書（第一面が別記第四号様式によるものをいう。）並びにその添付図書及び添付書類とする。

第一条の三第九項中「図書」の下に「及び書類」を加え、同条に次の二項を加える。

10　前各項の規定にかかわらず、増築又は改築後において、増築又は改築に係る部分とそれ以外の部分とがエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接するものとなる建築物の計画のうち、増築又は改築に係る部分以外の部分の計画が増築又は改築後においても令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に適合することが明らかなものとして国土交通大臣が定めるもの（以下この項及び第三条の七第四項において「構造計算基準に適合する部分の計画」という。）に係る確認の申請において、当該申請に係る建築物の直前の確認に要した図書及び書類（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認に要した図書及び書類を含む。次項において「直前の確認に要した図書及び書類」という。）並びに当該建築物に係る検査済証の写しを確認の申請書に添えた場合にあつては、第一項第一号ロ⑵に掲げる図書及び書類（構造計算基準に適合する部分の計画に係るものに限る。）を添えることを要しない。

11　前項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認）を受けた建築主事に対して行う場合においては、当該建築主事が直前の確認に要した図書及び書類を有していないことその他の理由により提出を求める場合を除き、当該図書及び書類を添えることを要しない。

第一条の三の次に次の一条を加える。

（建築主事による留意事項の通知）

第一条の四　建築主事は、法第六条第一項の規定による確認の申請を受けた場合において、申請に係る建築物の計画について都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関が構造計算適合性判定を行うに当たつて留意すべき事項があると認めるときは、当該計画について構造計算適合性判定の申請を受けた都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関に対し、当該事項の内容を通知するものとする。

第二条第一項中「前条」を「第一条の三」に改め、「添付書類」の下に「並びに第三条の十二に規定する図書及び書類」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　法第六条第六項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一　申請に係る建築物の計画が特定増改築構造計算基準（令第八十一条第二項に規定する基準に従つた構造計算で、法第二十条第一項第二号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの審査をする場合

二　申請に係る建築物（法第六条第一項第二号又は第三号に掲げる建築物に限る。）の計画が令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従つた構造計算で、法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合において、第一条の三第一項第一号ロ⑵ただし書の規定による磁気ディスク等の提出がなかつた場合

三　申請に係る建築物（法第六条第一項第二号又は第三号に掲げる建築物を除く。）の計画が令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従つた構造計算で、法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合

四　申請に係る建築物の計画が令第八十一条第三項に規定する基準に従つた構造計算で、法第二十条第一項第三号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合

五　法第六条第四項の期間の末日の三日前までに法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書（以下単に「適合判定通知書」という。）又はその写しの提出がなかつた場合